

2015年度運営方針

理事長

亀井正博



2015年度の活動を開始するにあたり、活動方針についてご紹介致します。

まず、我々JIPAが創設以来、一貫して民間の独立性を維持して見解を発信してきたこと、今後もその独立性を担保して管理、運営していくということについて、活動方針の冒頭で改めて述べております。これは、未来にわたってJIPAの拠って立つ理念として、維持していかれるべきものであり、来年度以降にも申し送っていきたいと考えております。

さて、続いて、昨今の日本、世界、我々の事情をサマリーしております。わが国では、なかなか成長軌道に乗り切れていない感というものがあろうかと思えます。国からも指摘されており、また我々も自身のことと感ずるところですが、具体的にイノベーションに挑戦することによって成長していくということだろうと思っております。産業界としては、日本経済成長の担い手として、競争力強化に向けて取り組んでいくべき課題はまだ多いということだと認識をしております。

そして、一方で世界に目を転じますと、経済活動が深い相互関連性を持っていることは言うまでもないことですが、それに加えて、昨今では一国、地域の困難であったとしても、人類共通の課題として世界全体で立ち向かうべき必要性が生じている例が多く見受けられます。安全保障や気候変動の問題、人口爆発、食糧問題といったさまざまな問題があります。そうした問題の解決に向かう中では、まさに多様な価値観がぶつかり合うことになるかと思えます。人類には、多様な価値観の間の差異というものを克服して対応する協調性が求められているものと言えます。

知財制度も、このような背景にあって、多様性を踏まえた上での「競争」と「協調」を考えていかざるを得ない時代になっていると思えます。地球環境問題との関係で知財が語られ、あるいは人命との関係で知財が語られるという時代です。二国間、多国間の経済連携協定等の国際交渉の場でも、そうした価値の多様性が非常に強調されています。我々知財部門は、こうした時代において、イノベーションによって収益と成長に貢献する、そのための鋭い知恵が求められているということでございます。

上述のような認識を踏まえ、JIPA自身が、多様な文化、価値観というものを認識しながらイノベーションを創出していくという場でありたいと思えます。言うまでもなくテクニカルなイノベーションだけではなく、我々自身の関与するプロセスを変える、世の中の仕組みを変えていくということも、イノベーションです。JIPAの活躍するフィールドはますます拡大をしていますし、会員の皆様を含めてJIPA自身が常にイノベティブでありたいと思えます。

具体的な基本方針、重点活動については、2014年度をおおむね踏襲して活動を続けてまいりますの

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で、添付「JIPA 2015年度重点活動計画」をご一読下さいますようお願い致します。活動体制としては、基本的には21委員会、8プロジェクトで活動してまいりますが、多様な世の中の動きに合わせていくために、適宜、理事会において研究会や協議会といった場の設置を検討させていただき、活動を展開致します。

スローガンである「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を継続し、会員の皆様のご協力を得て活動をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【添付：JIPA2015年度重点活動計画】

JIPA 2015年度重点活動計画

2015年5月

<JIPA スローガン> 現在のスローガンを継続します。

世界から期待され、世界をリードするJIPA
Creating IP Vision for the World

日本知的財産協会(JIPA)は、1938年の創設以来、非営利の非政府系の民間団体として発展し、世界最大の知財ユーザー団体となって現在に至っております。昨年、活動基盤を万全とするため一般社団法人に生まれ変わりましたが、従前と変わらない理念に立脚して責任ある知財ユーザー団体として活動を続けてまいります。すなわち、JIPAは創設以来、国内外の関係官庁及び関係団体に対して、一貫して民間の独立性を維持して見解を発信してきたことに鑑み、法人となった一般社団法人日本知的財産協会も、将来に亘って永久にその民間の独立性を担保して管理、運営することとし、活動してまいります。会員の皆様には引き続きのご協力をお願いいたします。

さて、日本経済は第2次安倍内閣発足後、緩やかに回復をしているところですが、成長戦略として策定された「日本再興戦略 2014」に指摘があるように、日本経済はまだ本格的な成長軌道に乗っているわけではありません。同戦略で、成長軌道への最大のポイントとして「企業経営者や国民の一人一人が…イノベーションに挑戦する具体的な行動をおこせるか」と記されているとおり、われわれ産業界には、日本経済成長の担い手として、自らが「競争力」強化に向けて取り組むべき課題がまだ多く残っていると言わざるを得ません。

一方、経済活動を世界レベルで眺めれば、かつての経済恐慌の例に留まらず、リーマンショックや欧州債務危機、中国のシャドーバンキング問題などからわかるように、世界経済は各国・各地域の経済活動の深い相互関連の上に成り立っており、こうした経済活動の相互関連はますます密接となっています。経済活動での関連性という点からだけではなく、安全保障や地球環境・気候変動への対応、人口爆発問題と食糧問題、医療問題など、人類共通の課題だけでなく一国またはある地域の困難に対しても世界全体で立ち向かうべき必要が出てきています。言うまでもなく、日本を含め世界を眺めてみれば多様な価値観があるのであり、世界全体で物事を考えようとするにより価値観の差異が顕在化することとなりますが、こうした価値観の「多様性」による差異を克服して、世界レベルで対応していくための「協調性」が求められています。

知財制度は、こうした世界の潮流を受け、「多様性」を踏まえつつ、「競争」と「協調」の両側面から変化し続けています。例えば、気候変動枠組条約や生物多様性条約において知的財産権との関係が言及されたり、医薬品アクセスに関連してのインドでの強制実施権の発動、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また各国・地域の経済活動の関連では、中国の経済成長に伴う出願件数の爆発的な伸張、特許制度に生じた歪みを修正する米国特許法改正、欧州経済圏のさらなる統一性を目指す単一効特許制度と統一特許裁判所への歩み、他地域からの投資を活性化させるアセアン諸国の知財制度整備への取り組みなどです。

わが国も 2003 年から策定されている「知的財産推進計画」、「日本再興戦略」及び一昨年の「知的財産政策に関する基本方針」などによって政策が明らかにされ、関係政府機関で知財に関わる施策が国策として着実に進められてきたところです。また、国際的な視点ではTPPやRCEP交渉、各国との経済連携協定交渉などで知的財産制度が重要な交渉課題として取り扱われています。

このように変化し続ける環境にあって、われわれ産業界には上記の通り「イノベーションへの挑戦」が求められています。現在の複雑な国際関係や経済状況、様々な立場のプレイヤーが存在する市場において、イノベーションを成し遂げそれを収益と成長力につなげていくのに、知財マネジメントの責務はますます重要となっており、知財部門には、とりわけ経営に貢献する鋭い知恵が求められているものと思います。

JIPAは、政策面で多くのプロジェクトを形成し、また、専門家集団である委員会が活発に活動し、事務局がこれらを安定的に支える構造を持っており、様々な課題に対し機動的に取り組める組織となっています。また、これまで国内外の政府機関やWIPOなどの国際機関へ多くの意見発信を行い、制度の改革や運営に貢献することによって、それら機関からの信頼を得ております。本年度もこうした強みを活かし、変化し続ける環境に対応し、また変化の先取りをしていける組織を目指し、更なる活動体制の強化と様々なネットワークの充実を図ります。

また、人材育成のプラットフォームとして、JIPAの研修制度は他に比肩するものが無い充実したものになっておりますが、さらに活用していただけるよう常に見直しを行います。JIPA自身が多様な人材の参集する組織としてイノベティブであるべく、研修のみならず様々な場、例えば、関西や東海、中国・四国・九州その他の地域で会員の皆様が集える場、また国内外の団体や機関と連携した場を引き続き設定してまいります。

本年度も、冒頭のJIPAスローガンを踏襲し、「Creating IP Vision for the World」を念頭に、「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を目指して参ります。是非とも会員の皆様と一丸となって、知財世界において求心力あるJIPAを築き上げたいと思っております。

このような基本スタンスを踏まえ、以下の基本方針に基づき、基本方針を達成するための重点活動計画を着実に実行し、これら活動を通じて、会員の皆様それぞれが経営への貢献を果たしていただけるよう取り組んでまいります。

I. 基本方針

1. 日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築のための国内知財制度の改良、様々な機会を通じての制度調和の推進、新興国における模倣品・海賊版などの課題を含めた知財環境改善や法制度整備などに向けて、積極的に取り組む。また、国外の団体や機関とのネットワークの充実を図るとともに、JIPAの活動が国外に広く行渡るような施策も実行する。
 - (1)活動体制の強化
 - (2)グローバル活動の推進
 - (3)JIPA内部活動の活性化
2. 将来の日本を担う知財人材の育成に取り組む。世界レベルの知財制度の変化やグローバルなビジネスに対応できる人材の育成のため、適切な研修を設定し、また活躍機会としての場を創造し提供する。
 - (1)変化に対応した研修プログラムによる知財活動の基盤となる人材の育成強化
 - (2)グローバルビジネスに対応できる人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成のための研修プログラムの立ち上げ、充実
3. 法人運営に関する制度、体制の整備作りを引き続き行う。
4. 効率的な運営に努め、その上でJIPAスローガンの下、活動計画を着実に実行し、会員各位の知財活動に貢献する。

II. 基本方針を達成するための重点活動計画

1. 2015年度活動体制

(1)委員会

総合企画委員会

人材育成委員会、会誌広報委員会

専門委員会(18委員会)

特許第1、特許第2、国際第1、国際第2、国際第3、国際第4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント第1、マネジメント第2、情報システム、情報検索、ライセンス第1、ライセンス第2、意匠、商標、フェアトレード各委員会

(2)プロジェクト(8プロジェクト)

アジア戦略プロジェクト、

日中企業連携プロジェクト、

国際政策プロジェクト、

JIPA 知財シンポジウムプロジェクト、

職務発明制度プロジェクト、

経済連携プロジェクト、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

WIPO プロジェクト、
営業秘密プロジェクト

(3) その他

適宜、研究会や協議会など、活動強化のための体制整備を理事会において検討、実施していく。

2. 具体的施策

(1) グローバル活動の推進

① 制度調和に向けた国際政策活動

- ・三極ユーザー会議を継続実施して三極特許庁に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザーと協調をとり、会員企業の実利ある特許制度調和に向けた活動を実施する。
- ・欧州の審査の質に関わる意見を交換する場である、EPO の長官級との定例意見交換会「Quality Meeting」を継続する。
- ・WIPO- SCP (特許法常設委員会) へ参画し、特許制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。
- ・アジアにおける広域特許制度の構築の検討、要請、アジア諸国の国内制度創設、改訂への関与や、アジア諸国に限らず経済連携協定で知的財産に関係する章の創設、改訂を企画する2国間あるいは地域との間での交渉に向けて、その在り方、運用の改善を要請してゆく。

② その他のグローバル活動

・日中企業連携会議の継続開催

これまでの活動成果である中国企業の知的財産活動に関する情報を適切な形で JIPA の会員企業に対し還元すると共に、本連携会議の継続開催によって中国企業の知財保護の意識を更に高めて、会員企業が中国市場で知的財産の取引を円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。

特に、本年度は、北京市、上海市、広州市の内の一都市の会議の開催場所を日本に移行させて中国企業の知財体制等を会員企業も直接知見できるようにするとともに、今後、3都市開催会議を効率良く、また効果的に進められるように企画検討する。

・模倣品・海賊版対策活動の推進

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) 第 1PJ 幹事団体として、中国の中央・地方政府とのパイプを生かしながら、経済産業省模倣品対策室などの関係官庁と共同して模倣品撲滅に向けより効果的な活動を模索し推進する。

・営業秘密保護強化に向けた活動推進

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

営業秘密の保護強化に向けて、情報収集を行うとともに、会員企業の経営層・実務層への啓蒙や、不正競争防止法・指針など制度改正への意見発信などを、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)第5PJの幹事としての活動や、審議会への委員派遣、関係団体、機関への意見具申ほかを通じて、活動推進する。

③WIPO による制度国際化推進への協力

WIPOGREEN に関しては活用事例の増加が可能なように協力してゆくとともに、本年度は、地理的表示制度、遺伝資源・伝統的知識の保護に関係する知財制度上の課題、ほか、WIPO の国際的知財制度の流布拡大を阻む多様な課題について当協会でも調査分析するとともに対応策を模索し、提案していく。

(2) JIPA 内部活動(専門委員会や PJ 等)の活性化

①2020 年を見据えた知財のあり方についての研究

総合企画委員会と参与会にて NPE の対応等、権利の取り扱いの協会内における検討等、世界の知財情勢を見据え、我が国の取るべき戦略などの大局的な課題や、協会の地域組織の活性化などの協会組織について課題の研究を継続して行う。

②職務発明制度の改正に向けた活動推進

2015 年の通常国会での改正議論状況をモニタし、早期国会通過を目指して関係各所に意見発信、有識者議論などの対応をするとともに、改正法で規定される指針の内容を他団体と協調しながら作成し、導入展開する。

③新興国に関する IP 情報の提供とその内容の充実

グローバルビジネスにおいて重要性を増す新興国に代表団等を継続派遣し、企業が取り組むべき知財面での対応、課題に関する情報を収集し、会員企業にフィードバックを行う。

④地方会員の知財活動支援

地方会員に向け設立した中国・四国・九州地区協議会や JIPA 知的財産フォーラム関西等の活動を継続して充実させるとともに、本年度は、地方会員の知財活動を一層支援できる仕組みを模索する。

⑤広報活動の活性化

- ・海外への発信力を強化すべく、英文メルマガ「Newsletter – IP Message from Japan」の継続発行、英文ホームページの強化を図る。
- ・本年度も継続して特許庁、裁判所、国内外諸団体と積極的に意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌、ホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。
- ・2016 年 2 月 17 日に東京国際フォーラムで、JIPA 知財シンポジウムを開催する。

(3)人材育成

- ①当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する。
 - ・会員企業の知財担当者のみならず一般技術者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の人材を育成する。
 - ・基礎知識のみならず知財ビジネスに係る広範なスキル研修によって会員の知財人材のレベルアップをはかることで、ビジネス環境の変化や知的財産制度の変遷等に積極的に対応できる知財人材を育成する。
 - ・研修会を今後も安定・継続的に運営することで、当協会の人材基盤、財務基盤の構築に貢献する。
- ②知財グローバル人材等の育成
 - ・次代を担う知財グローバル人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成プログラムを検討し、早期の実施に繋げると共に、現行グローバルコースの充実を図る。
- ③知財変革リーダー育成研修については、10年を迎え、講師を一新したので、更なる内容充実に努める。

(4)当協会の運営体制整備

- ①JIPA 規程、マニュアル等の整備
 - ・協会の規程、マニュアル等につき改訂・整備を引続き行う。
 - ②JIPA 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化
 - ・法人として相応の外部の弁護士、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を継続して図る。
 - ・グローバルな多様な課題に対応して協会活動を支える人材の確保
- 法人化に伴い、内外意見発信の意義はますます高まっているため、グローバル対応人材(海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括、政策プロジェクトの意見づくりサポート等)のミッションを明確化し、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を継続して構築してゆく。

以上